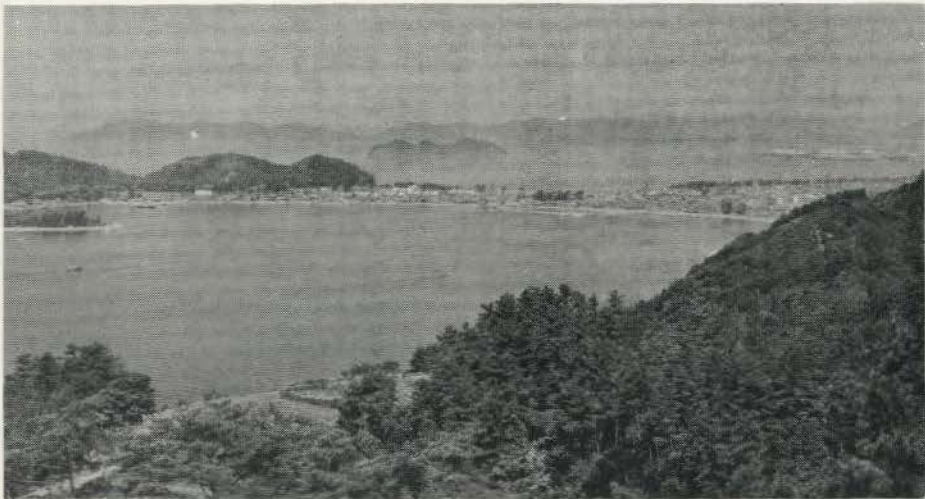


光市医師会報

昭和48年3月発行

No. 8



積善の家には

必ず余慶あり

(易経)

光市医師会

光市役所との連絡協議会

光市医師会長は、かねて円滑な地域医療推進のため懸案の諸問題に付いて市役所関係部課との話し合いを申入れていたが2月28日午後2時30分より市役所大会議室において連絡協議会が開催された。会議は医師会、市役所相方より要望、質問事項を提出し討議回答の方式で進められた。

出席者

市役所、松岡市長、道祖本総務部長、河村市民部長、内山市民健康課長、江田予防衛生係長、原田公害対策係長、梅本福祉部長、政岡福祉事務所長、福田社会課長、藤尾経済部長、藤村観光係長、馳川教育次長、高村総務課長、起本消防所庶務課長、

医師会

林医師会長、大野副会長、松村理事、福本理事、河内山理事、伊藤理事。

○市長あいさつ。

牛島の医療については永年医師会の先生方にご協力をいただき厚く御礼を申し上げますと共に昨年盧先生の招へいにつきましても医師会のご配慮と特に松村先生のご盡力で牛島の人達が安心して医療が受けられるようになりましたことについて更めて医師会の諸先生方のご苦勞について心からお礼申し上げます。尚老人医療無料化の問題につきましても福祉優先の行政施策として行なわれていますがこれについても種々ご協力を賜わっているところでございますが今年より又乳児の医療無料化を4月より実施することと致しておりますがこれ等の問題も今後医療機関と密接な関係のもとに円滑に行いたいと存じますので何卒ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

○医師会長あいさつ。

医師会が円滑に地域医療活動を進めてゆくためには市の行政担当の方々と卒直に意見を交換し相互理解の中で進めてゆくことが一番大切なことだと考えて居ります。かねて市役所との連絡協議会開催を申し入れておきましたが本日開催の労をとっていただきました事を厚く御礼申し上げます。本会議におきましては市側と医師会が夫々の立場で要望致しますものを十分に記し合い今後無理のない地域医療活動を進めて行きたい所存でありますので宜しくご協力の程お願いいたします。

会議内容

1 教育委員会関係

問(1)学校医の処遇について要望しておいたがどの様なご意向であるか。

○答：引き上げることを前提に現在周南三市で協議中であるが3月末までに回答したい。

問(2)眼、耳鼻科校医の基本給は従来小中2校分であったが増額のご意向はないか。

要望としては基本給1校分+他校分は基本給の半額とされたい。

○答：昭和48年度から両3年度中に要望にそうよう段階的に改善してゆきたい。

問(3)間接撮影フィルムの読影は、48年度も実施したいので貸出してもらいたい。

○答：結核予防会光支部より今年度も貸出しをする。

問(4)血液型の検査は毎年実施するのか。

○答：今年も実施する計画。

問(5)尿の糖、蛋白検査はどのように実施されるご意向であるか。

○答：実施する計画で予算措置もしている。

問(6)心臓疾患の調査は山大的実施するもののみにとどめるかどうか。

○答：山大が行っているのが現在のところ教委では計画していない。

問(7)学校医の契約はいつ頃までにするか。

○答：3月末までに待遇等を改善昭和48年度の委託契約を更新したい。

問(8)就学予定者の健康診断料を増額するご意向はないか。

○答：委託料と同様3市と協議の上引き上げを実施する。

問(9)教職員の健康診断料は今まで算定されていないがどのようにされるか。

○答：昭和48年度から予算化し、支払ふ方針である。

2 市民健康課関係

問(1)予防接種の出務手当について要望しておいたが特にその中の車馬賃については何か配慮のご意向はないか。現在出務回数を平均化する為に止むを得ず遠い会場へ出務することが多くなって出務者の負担が少くない現状であるのでご考慮をお願いしたい。

○答：この様な医師に対しては課の車を廻らすことにしたい。

問(2) 出務に関する契約書はいつ頃までにするか。

問(3) 出務割当表は案を作っている。契約完了次第提出の意向であるがそれでよいか。

○答：昭和48年度の報酬額は本年3月末に予算決議がある見込みで新年度の契約更新は4月1日とする。医師会からの新年度業務割当表は3月10日までに必要であるのでその間新報酬額により仮契約を締結し予算決議後本契約に移行するよう配慮したい。

問(4) 予防接種の実施に当り市と医師会側と分担する業務を明文化し「予防接種実施要領」ともいふべきものを作ったらよいと

思うがどうか。若し作るとすれば次の事項を考慮してもらいたい。(イ)市側の出務がパートの人だけであると困る場合があるので必ず1名は市職員が出務してもらいたい。(ロ)洩れ者に対する接種のため新たに本庁に一会場を設けられているが医師の出務回数がそれだけふえるし、洩れ者の場合は人数も少ないので市民病院で実施するようにはならないかどうか。

○答 受付料金収入、問診、消毒、接種等の一連作業が多数の場合相当の混雑が予想され医師会側とも相談して要領をまとめてみたい。市の職員が出務しなかった日が昨年あったが新年度からこの様な事のないようにする。市民病院の医師看護婦もすくないのでお願いするのも無理だと思いが意向を聞いてみたい。

問(5) 問診票に実施者のサインを要求されるようになったが法的に必要であるかどうか。事務量がふえるし特に注射を担当する医師の場合は腕の運動が倍増され相当な仕事量になる。サインによって責任の所在を明らかにする意味があるのかどうか。

○答：法的な必要条件になっているのか又行為に対する責任について県に紹介してみることにする。

問(6) 住民健診特に乳児健診の実施についてはどのようなご意向であるか。

○答：乳児健診の医師会への委託は県と県医師会との間で話し合いがついていないようである。その話し合いの結果光医師会で納得される条件ができれば乳児健診を光医師会にお願いしたい。

問(7) 日曜当直は現在医師会の善意において実施しているが現今その責任が医師会にあるごとく理解されているようである。医師不在に対する処置は行政側の責任におい

て実施されるべき事項であるとお考えはないかどうか。又現在二人制にしているが市民病院にも当直、日直がおかれているので私的医療機関の方を一人にするのではいけないかどうか。

○答：宇部市の休日診療所はどう云う形で実際に運営されるのか様子をみたい。

光市の場合輪番制による在宅診療がよいのか1つの場所で集中化診療がよいのか医療機関のご意向を聞いた上でそれぞれの立場もあるので検討をして見たい。

問8) 牛島診療所の状況はその後どの様であるか。さしつかえなければ承りたい。

○答：医師宿舎は診療所に近接して建設3月末完成予定である。患者数は平均30名位で盧先生の献身的努力に対し頭の下る思いである。

問9) 子宮がん検診は年々増加している。検診に出務することは平常診療の限界を超えている。妊婦検診(県が受診券発行)の様な方法は考えられないか。

○答：子宮がん検診は成人病予防の一環として県知事が行なうものであり、この実施について保健所の業務分担と市の業務分担について保健所と話し合ってみたい。

3 商工観光課関係

問1) 海浜救護所における今迄の実態は別紙の通りであるが明年はどの様に実施されるご意向であるか。必ずしも医師の出務を必要とする程度とも思われないがどうであろうか。

○答：内部でこの在り方を検討してみることにする。

4 福祉事務所関係

問1) 老人検診の実施にあたり昭和47年度は円滑を欠くところが少なくなかったが、人事移動の為前年度よりの申送りの不備が

あった由にも聞いた。実施の具体的な要領を明文化しておく意向はないか。

○答：事後処理については早急に報告する。文書契約については他市の状況を調べて検討する。老人検診は厚生省と日本医師会との協定で行なわれており市は老人福祉法に基づいて今後とも実施したい。

問2) 身体障害者手帖交付のための診断書を書ける資格のある医師は現在だけか。

○答：別紙の通りである。

5 社会課関係

問1) 保育園医の処遇は学校並みに要望しておいたがどの様なご意向であるか。

問2) 私立保育園医の処遇について市より私立保育園の方へ報酬額についてあっせんしてもらえないか。市立保育園医との間の格差が大きいので市立保育園医と同額とする様御努力を強く要望します。

○答：市立は学校なみであるが私立は国、県の置費で決まっているが現在市は県に、県は国に増額を要望している。

6 消防署関係

問1) 昭和47年度の救急医療の状況はどの様であるのか。

問2) 広域消防が発足するにあたり予想される事態はどの様であるだろうか。

○答：昭和48年度から1市3町で広域消防を実施されるので必然的に救急患者が増加する。光市内に搬送される患者は20%程度の増加が予想されるので協力をお願いしたい。

問3) 協力を依頼されても現在以上どうにもならないので市民病院の整備等その対策を検討して貰いたい。

○答：市民病院の整備については医師、看護婦の増員確保に努力しているが全体的な機能の在り方についても検討を続けているのでご協力をお願いしたい。

身体障害者手帳の交付

身体障害者として援護を受けるためには、身体障害者手帳の交付が必要で、この手帳は、一定程度以上の永続する障害を有する者に、身体障害者福祉法に定める身体障害者であることの証票として交付するもの。

(参考)

身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18才以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものという。

身体障害者手帳の申請手続

1. 福祉事務所に備えつけの身体障害者手帳交付申請書に、県知事の指定する医師の診断書、意見書と本人の写真(4×3)とを添え、(写真は申請書にはらないこと)福祉事務所を経由して県知事に提出する。
2. 15才未満の児童については、保護者が代って申請する。

市内の指定医師

医科	医療機関名	医師	所在地	電話
外科	富恵外科	富恵 哲	室積 沖田	78 0655
	渡辺外科	渡辺 貞雄	光井 正門町	71 2411
	亀田外科	亀田	浅江 泉町	71 1363
	林 医院	林 孝之	周防 上虹川	91 0519
眼科	光中央病院	中村国夫	島田市 下町	72 0676
耳鼻咽喉科	前田医院	前田俊男	島田市 上町	71 0271
呼吸器科	光市民病院	松前祐太郎	浅江虹ヶ浜東町	72 1000
	松村医院	松村晴正	室積 市場	78 0132
	広田医院	広田通男	光井 中央町	71 0225
内科	光中央病院	内山 巖	島田市 下町	72 0676
	光市民病院	藤山勝海	浅江虹ヶ浜東町	72 1000
	河村医院	河村俊男	三井 今原	77 0606

救急医療の実態

1. S 47年 救急件数及び人員

	急病	交通	一般	自損	労災	火災	水難	運動	犯罪	風水害	その他	不敷	合計
件数	237	126	53	11	17	2	8	4	6	1	93	55	613 (内不敷55名)
人員	238	182	54	11	17	3	8	4	7	1	95		620

2. S 47年 搬送概要

市内	搬送件数	476件
市外	搬送件数	87件
市内	搬送人員	530人
市外	搬送人員	90人
備考	搬送先は別表のとおり	

光市内病院別搬送先及び人員(S. 47年中)

病院名	件数	人員
市市民病院	254	288
光中央病院	78	87
亀田外科	38	44
渡辺外科	17	19
富恵外科	18	20
松村医院	24	25
高橋医院	17	17
竹中医院	5	5
梅田病院	9	9
上野医院	5	5
福本医院	2	2
河内山医院	2	2
広田医院	2	2
田尻医院	1	1
光精神病院	1	1
中間医院	1	1
河村医院	1	1
その他	1	1
計	476	530

光市外病院別搬送先及び人員(S. 47年中)

地区	病院名	件数	人員
徳	徳山中央病院	19	19
	徳山病院	2	2
	徳山医師会病院	2	2
山	徳山内科クリニック	5	5
	徳山記念病院	1	1
下	下松記念病院	18	19
	日立病院	2	2
	東洋鋼板病院	1	1
	下松西辻外科	1	1
松	下村医院	1	1
	髙原眼科	1	1
柳	浜田助産院	1	1
	柳東病院	6	7
井	柳井四熊眼科	1	1
	国立柳井療養所	1	1
岩	国立岩国病院	1	1
	岩国米軍基地	2	3
国	大和病院	18	18
	熊毛町松村医院	1	1
	宇部医大	1	1
	防府中央病院	1	1
計	87	90	

3町の救急件数

	田布施	大和	熊毛	計
47年	66	48	77	191
48年(予想)	97	50	101	248

S 48年予想は、交通事故件数の0.441その他

人口の0.0044を乗じ算定する(山口県系数)

3町の救急搬送先

	下松 徳山市	柳井市	光市内	計
47年	86	67	38	191
48年(予想)	111	78	59	248

S 48年予想は、S 47年の割合による

下松 徳山市 45%
柳井市 35%
光市 20%

医師会月間行事

- ① 2月13日(火) 定例理事会。於医師会館。午後7時30分。協議事項。医師会館の件。現在までの交渉経過と新医師会館の具体的諸事項。報告事項。(1)諸会議開催について。(2)来年度予算について各理事の要望について。
- ② 2月27日(火) 例会、於医師会館。午後7時30分。報告事項(1)点数表の選択に関する申出について。(2)育成医療給付のうち心臓疾患の取扱いについて。(3)産業医の委嘱について(4)新聞広告について(5)0才児の医療助成について(6)ねたきり老人の医療助成について(7)産業保健部会支部長会(8)予防接種割当表について(9)光市国保理事会について。

光市乳児医療費助成要綱(案)

(概要)

第1条 光市に居住する乳児に対し医療費の一部を助成することにより乳児の健康の向上に寄与し乳児の福祉の増進を図る。

第2条(対象者) 光市に住所を有する満0才の者で国民健康保険法等各社会保険法の規定による被扶養者とする。ただし生活保護法により保護を受けている者又は対象者の扶養者の前年の所得が所得税法に規定する所得税を課税されている者は助成しない。

第3条(助成の範囲) 法令の規定により被保険者組合員若しくは被扶養者が負担することとなる費用の50%に相当する額を助成する。(1)国民健康保険法による療養の給付または療養費の支給の対象となる療養。(2)社会保険各法による療養費の支給または家族療養費の支給の対象となる療養。

第4条(乳児医療の交付申請)

医療費の助成を受けようとする者は医療費

交付申請書を市長に提出しなければならない。

第5条(助成額の決定)

市長は保険各法に基づく診療報酬の額を確認のうえ第3条に定める医療費の額を決定し受給資格者に支払う。

(2)前項の診療報酬の額の確認は様式第1号の医療交付申請書に基づき行ふ。支払の時期は申請書提出より1ヶ月以内とする。

証 明 書		
医療機関	診療日数	入院日数 入院外
医療費総額		
他給付額		
	法定給付額	
療養給付額	附加給付額 (互助会等も含む)	
昭和 年 月 日		
保 険 者 印		

この証明書は0歳の乳児に対する医療費を助成するためのものです。

お手数ながらご協力くださるようお願いいたします。

なお、下記 印らんには記入しないでください。

支給決定額	円
-------	---

狂歌

K.K.生

- あきらめた頃に出るのがストライク。
- ストライクのあとのガーター摩 不思議。
- 玉ころがしと思えどまなならぬ口惜しさ。
- 税金を払っただけのアベレージ。
- 昨日ピンク今日水色あの娘のカッコよさ。

やせるために制限するもの、しなくてよいもの

制限するもの	制限しなくてよいもの
<米、小麦、イモ> …1点は66g ごはん 4点 (おとな茶わん山も り1杯) おもち 2点 (60g) 小麦粉 1点 (20g) 食パン 2点 (1斤の8分の1) うどんかけ 4点 (1玉) インスタント トラーメン 6点 (1包み) ジャがいも 1点 (100g) さつまいも 2点 (100g) <さとう> …1点は40g さとう 1点 (茶さじ2) ジャム 1点 (茶さじ1) ジュース 乳酸菌飲料 2点 (180g) アイスクリューム 3点 (70g) <菓子類> …1点は66g 甘納豆 1点 (20粒) せんべい 1点 (直径6cm、2枚) ビスケット 1点 (20g) キャラメル 1点 (5粒) だいふく 3点 (1個) あんぱん 4点 (1個) カステラ 2点 (35g) シュークリーム 2点 (1個) チョコレート 4点 (50g) ようかん 2~4点 (40g)	<牛乳> …1点は110g 市販牛乳 1点 (1本) ヨーグルト 1点 (1本) チーズ 1点 (30g) <卵> …1点は80g 卵 1点 (中玉1個) <魚肉類> …1点は40g 牛、豚、鶏肉 1点 (30g) 魚 1点 (50gの切り身) <大豆> …1点は40g とうふ 1点 (50g) なっとう 1点 (20g) 煮豆 1点 (40~50粒) がんもどき 3点 (60g) 生あけ 3点 (100g) <油脂> …1点は45g バター マーガリン ラード 植物油 マヨネーズ } 1点 (茶さじ1) <有色野菜、くだもの> …1点は 20g ミカン 1点 (小1個) トマト 2点 (中1個) ニンジン 1点 (50g) カボチャ 1点 (50g) <淡色野菜、くだもの> …1点は 66g リンゴ パナチ カキ ダイコン ス 1点 (200g)

(国立小児科院内分泌代謝科、日比徳郎院長作成)

(注) カロリー計算を簡単にするため点数式になっています。たとえば
 うどんかけ1玉は4点ですが、インスタントラーメン1つでは6
 点になり、インスタントラーメンの方がふとりすぎに拍車をかける
 食品ということです。甘いものを食べた日は、主食をへらすなど、
 毎日の食生活の目安になり、計画を立てる参考にもなるでし
 ょう。

同好会

第1回光市医師会ボーリング大会
 S・48.2.17.
 於セントラルホール

PLAYERS	1	2	3	TOTAL	RANK	賞	ストライク
大野	88	108	76	272	12		2
中村(豚)	72	110	95	277	10	10位	2
河内山	150	182	175	507	2	準優	10
高島	98	60	96	254	14	LG賞	5
山井	146	115	155	416	7	7位	5
梅田	162	149	158	469	3	3位	7
松村	99	140	111	350	8		3
竹中	107	162	174	443	6		7
福本	73	102	100	275	11	SP賞	1
田中	98	91	65	254	13	G BB賞	6
亀田	139	176	198	513	1	優賞	9
河村	126	189	145	460	4		10
富恵	149	168	133	450	5	5位	6
林	116	95	85	296	9		2

あとがき

昨年8月医師会報第1巻を発刊して本
 月で第8巻昭和47年度の発刊を終る。
 回を重ねるにつれていろいろと隘路にぶ
 つかかり亦編集の意気込みや内容に何
 かと低下して行くような傾向がある様
 な気がする。創刊当時の意欲にみちた
 初心にかえり昭和48年度からは発想
 を転換し新しい企画を試みたいと思っ
 て居る。

眼つむれば若き我あり春の宵

(虚子)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (91) -0519
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社

PLACENTA - SAUERBRUCH
新しいタイプの胃・十二指腸潰瘍治療剤



健保適用

ザウエルプラセンタ注



特長 二重盲検法で立証された効果・著しい組織修復作用 内視鏡により確認された治療効果
適応症 胃・十二指腸潰瘍

包装 2ml × 5 Amp
薬価 480.00円

発売元 **北陸製薬株式会社**

製造元 福井県勝山市立川町一丁目3-14
(支店・東京・福岡・札幌・高松・出張所・山形・松江・山口)
PROF. SAUERBRUCH-PRAPARATE BÖTTGER K. G. BERLIN WEST

山口銀行

光支店 島田市支店 室積支店

動脈硬化性諸疾患の治療に
優れた作用を持った新薬を開発！

脂質代謝改善剤

コレキサミン® 錠

[2, 2, 6, 6-Tetrakis (Nicotinoyloxymethyl)cyclohexanol]
一般名 (I.N.N.): ニコモール (Nicomol)



キョーリン薬品

東京都千代田区神田駿河台 2-5